

各位

令和8年1月8日、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課メールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

**【国土交通省・周知依頼】 労務費転嫁指針の改正につきまして**

(周知依頼文より抜粋)

建設業関係団体 御各位

平素より誠にお世話になっております。国土交通省建設業課でございます。

労務費転嫁指針の改正に関する周知でございます。公正取引委員会と内閣官房では、労務費転嫁指針の策定後に公正取引委員会で実施した調査結果等を踏まえて「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」等を追加するとともに、令和8年1月1日に施行される「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(同法の施行により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法)に改められます。)を踏まえて記載内容の見直しを行い、併せて、その他所要の修正を行うこととし、労務費転嫁指針を改正することとしました(令和8年1月1日付)。

昨年12月26日(金)に指針の改正について公表し、下記ウェブサイトに掲載しておりますので、建設業関係団体の皆様におかれましては会員企業の皆様にお知らせいただくと幸いです。

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(公正取引委員会)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

○(令和7年12月26日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512\\_roumuhi.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html)

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

